



## タイにペットを連れていく際の手続きについて

(2022年11月10日現在)

### 1 ハンドキャリー 犬、猫、うさぎ用

■タイにペットを連れていくには、まず次の書類を揃えてください。

- ① 英文ワクチン接種証明書
- ② 英文マイクロチップ装着証明書
- ③ R1/1 申請書（輸入許可申請書）
- ④ 申請者のパスポートの顔写真のページのコピー

■接種すべきワクチンは次のとおりです。

犬：狂犬病、ジステンパー、パルポウイルス、犬伝染性肝炎、レプトスピラ症

猫：狂犬病、猫パルポウイルス（FPV）

■接種後は、英文接種証明書を獣医師より取得してください。ワクチンは入国 365 日～21 日前までに接種してください。

■うさぎは、日本が狂犬病清浄国であるため、狂犬病ワクチンの接種は免除されます。出国時の輸出検疫証明書に「日本は狂犬病清浄国」と明記してもらってください。

■申請書は、タイ王国大使館農務担当官事務所 HP からダウンロードできます。

<https://www.opsmoac.go.th/tokyo-news-files-421491791810>

■出国時に輸出検疫を受け「輸出検疫証明書」を空港の動物検疫所から取得します。詳細はお近くの動物検疫所へお尋ねください。

検疫所一覧 <https://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/attach/pdf/import-other-36.pdf>

■タイに入国後、①輸出検疫証明書 ②ワクチン接種証明書 ③マイクロチップ装着証明書 ④R1/1 申請書 ⑤申請者のパスポートのコピーとペットを連れて、手荷物受取ターンテーブル 8 番付近の動物検疫カウンター（24 時間対応）で手続きを行います。問題がなければ輸入が許可されます。手数料は 1 件につき 500 バーツです。

■その他の質問等につきましては、直接スワンナプーム空港動物検疫所までメールまたは電話でお問い合わせください。

[qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th) +66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）

### 2 ハンドキャリー その他の動物

■輸入できるかどうかもふくめて、直接スワンナプーム空港動物検疫所までメールまたは電話でお問い合わせください。

[qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th) +66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）



### 3 カーゴ 犬、猫、うさぎ用

■メールでの事前申請になります。

- ① 英文ワクチン接種証明書（うさぎは「輸出検疫証明書」に清浄国である旨明記で免除）
- ② 英文マイクロチップ装着証明書
- ③ R1/1 申請書（輸入許可申請書）
- ④ 申請者のパスポートの顔写真のページのコピー

■上記のほかに、①日本国内の住所とタイ国内の住所 ②動物の個体情報（種類、性別、年齢、色、マイクロチップ番号など）③ペットの写真④入国の日時と便名⑤出国する空港名の情報をメールでスワンナプーム空港動物検疫所 [qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th) へ送付し、輸入承認通知を取得します。

■その後の流れについては、直接スワンナプーム空港動物検疫所までメールまたは電話でお問い合わせください。

カーゴターミナルフリーゾーン地区 CE-1 ビル内

[qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th) +66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）

以上